

検体等搬送業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター（以下「センター」という。）と岩手県立遠野病院（以下「病院」という。）との間の検体等搬送業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、甲が定めた「仕様書」により、検体等搬送業務（以下、「委託業務」という。）を誠実に実施しなければならない。

第2 委託業務に係る委託料単価は、片道1回当たり〇〇円とする。ただし、契約金額に係る消費税及び地方消費税については、請求の時点で加算して請求するものとする。

2 甲は、乙に対し、前項の委託料の月額を1箇月ごとに支払うものとする。

第3 契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第4 契約保証金は、〇〇円とする。

2 乙は、契約保証金をこの契約締結と同時に甲に納付するものとする。

3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく返還するものとする。

※ 契約保証金を免除する場合

第4 契約保証金は、免除する。

第5 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要であると認めた場合は、甲の指示を受けるものとする。

第6 乙は、毎月の委託業務が完了した都度、完了報告書を甲に提出し、その完了確認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、当該報告書を審査し、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

第7 甲は、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させる措置をとるべきことを乙に指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第6第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第8 乙は、第6第2項の規定による検査に合格した場合は、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

第9 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第10 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料から甲の検査に合格した完了部分があるときは、完了部分の契約金額相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第11 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するも

のとする。

ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

第12 甲は、乙が実施した委託業務の契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、代価の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第13 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5若しくは第12第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第14 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、又は便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第15 第13又は第14の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

※ 契約保証金を免除する場合

第 15 乙は、第 13 又は第 14 の規定によってこの契約を解除されたときは、損害賠償として契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第 16 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察に通報しなければならない。

第 17 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第 18 乙は、本契約に基づく委託業務の実施を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の審査を受け、承諾を得たものについてはこの限りではない。

第 19 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

第 20 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 4 月 1 日

岩手県

契約担当者 岩手県立遠野病院長 鈴木 雄 印

岩手県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

株式会社〇〇〇〇

代表者 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印